

島根県最低賃金

時間額 **857円** 令和4年10月5日 発効

島根県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイトを含む)とその使用者に適用されます。



島根県観光キャラクター
しまねっこ
島根県許可第7317号

特定最低賃金

製鋼・製鋼圧延業、
鉄素形材製造業

時間額 **987円**

令和4年11月30日
発効

はん用機械器具、
生産用機械器具、
業務用機械器具製造業

時間額 **963円**

令和4年12月22日
発効

電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

時間額 **882円**

令和4年12月18日
発効

自動車・同附属品
製造業

時間額 **951円**

令和4年12月28日
発効

百貨店、総合スーパー

時間額 **857円**

令和4年10月5日から
島根県最低賃金857円が
適用されます

自動車(新車)
小売業

時間額 **932円**

令和4年12月11日
発効

お問い合わせ 島根労働局労働基準部賃金室 TEL 0852-31-1158

松江労働基準監督署
TEL 0852-31-1165

出雲労働基準監督署
TEL 0853-21-1240

浜田労働基準監督署
TEL 0855-22-1840

益田労働基準監督署
TEL 0856-22-2351

業務改善助成金は
雇用環境・均等室
TEL 0852-20-7007

経営課題・労務管理の相談は
島根働き方改革推進支援センター
TEL 0120-514-925

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索

